

薬 第 269 号
平成 27 年 6 月 30 日

横浜市健康福祉局健康安全部医療安全課長 様

神奈川県保健福祉局生活衛生部薬務課長
(公 印 省 略)

神奈川県薬物濫用防止条例第 10 条第 1 項に基づく知事指定薬物の指
定について (通知)

このことについて、平成 27 年 6 月 24 日付けで、神奈川県薬物濫用防止条例 (平成 27 年 3 月 20 日条例第 10 号) 第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり知事指定薬物として指定し、告示されましたので、御了知いただきますよう通知します。

なお、別記の関係団体あて別途通知済みであること、及び、当該知事指定薬物は、別添の平成 27 年 6 月 24 日官報 (号外特第 19 号) のとおり、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令」(平成 27 年厚生労働省令第 117 号) で新たに指定された指定薬物であり、同省令は公布の日から起算して十日を経過した日 (平成 27 年 7 月 4 日) から施行されることから、同条例第 11 条第 1 項の規定により、同省令の施行日に指定は失効することを申し添えます。

1 知事指定薬物の指定

次に掲げる薬物を神奈川県薬物濫用防止条例第 10 条第 1 項に基づく知事指定薬物として指定した。

化学名 2-[(4-クロロ-2,5-ジメトキシフェネチルアミノ)メチル]フェノール及び
その塩類 (通称名 25C-NBOH)

2 指定理由

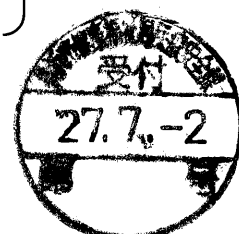
当該薬物は、抑制及び幻覚作用等を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に健康の被害が発生するおそれがあり、近隣都県で同様に指定される等、県の区域内において乱用されるおそれがあるため。

3 施行期日

平成 27 年 6 月 25 日から施行する。

問い合わせ先

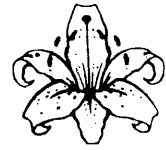
献血・薬物対策グループ 植村
電話 (045)210-1111 内線 4972



別記

- ・ 公益社団法人 神奈川県医師会長
- ・ 一般社団法人 神奈川県歯科医師会長
- ・ 公益社団法人 神奈川県獣医師会長
- ・ 公益社団法人 神奈川県薬剤師会長
- ・ 公益社団法人 神奈川県病院協会会長
- ・ 公益社団法人 神奈川県病院薬剤師会長
- ・ 一般社団法人 神奈川県精神科病院協会会長
- ・ 神奈川県医薬品卸業協会 理事長
- ・ 神奈川県麻薬卸売協会 理事長
- ・ 神奈川県製薬協会会長
- ・ 神奈川県精神神経科診療所協会会長

神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成27年6月24日(水曜日)

号外第57号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次

ページ

○告示

神奈川県薬物濫用防止条例による知事指定薬物の指定(保健福祉・薬務課)

1

告 示

神奈川県告示第326号

神奈川県薬物濫用防止条例(平成27年神奈川県条例第10号)第10条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物として指定し、平成27年6月25日から施行する。

平成27年6月24日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 知事指定薬物の名称

化学名 2-[(4-クロロ-2,5-ジメトキシフェネチルアミノ)メチル]フェノール及びその塩類(通称名 25C-NBOH)

2 指定の理由

1の薬物は、中枢神経系の興奮等の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に健康の被害が発生するおそれがあるため



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

(省 令)

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(厚生労働一七)

省 令

○厚生労働省令第百十七号
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十七年六月二十四日
厚生労働大臣 塩崎 恭久

令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成十九年厚生労働省令第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中第二百三十三号を第二百六号とし、第九十五号から第二百二号までを三号ずつ繰り下げ、第九十四号を第九十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

百九十七 二一(四一)オード二・五ジメトキシフェニル)一N一(三・四一)メチレンジオキシベンジル)エタンアミン及びその塩類

第一条中第九十三号を第九十五号とし、第三百三十三号から第九十二号までを二号ずつ繰り下げ、第三百三十二号を第三百三十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

百三十四 一一(四一)フルオロベンジル)一N一(ナフタレン一)一H一インドール一三)カルボキサミド及びその塩類

第一条中第三百三十一号を第三百三十二号とし、第六十三号から第三百三十号までを一号ずつ繰り下げ、第六十二号の次に次の一号を加える。

六十三 二一(四一)クロロ一・五)ジメトキシフェネチルアミン)メチル)フェノール及びその塩類

附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

○神奈川県薬物濫用防止条例

平成 27 年3月 20 日

神奈川県条例第 10 号

神奈川県薬物濫用防止条例をここに公布する。

神奈川県薬物濫用防止条例

(目的)

第1条 この条例は、薬物の濫用の防止に関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、薬物の濫用の防止に関する施策の実施その他必要な事項を定めることにより、薬物の濫用の防止を図り、もって県民の健康及び安全を確保するとともに、県民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。

- (1) 大麻取締法(昭和 23 年法律第 124 号)第1条に規定する大麻
- (2) 覚せい剤取締法(昭和 26 年法律第 252 号)第2条第1項に規定する覚醒剤及び同条第5項に規定する覚醒剤原料
- (3) 麻薬及び向精神薬取締法(昭和 28 年法律第 14 号)第2条第1号に規定する麻薬、同条第4号に規定する麻薬原料植物及び同条第6号に規定する向精神薬
- (4) あへん法(昭和 29 年法律第 71 号)第3条第1号に規定するけし、同条第2号に規定するあへん及び同条第3号に規定するけしがら
- (5) 毒物及び劇物取締法施行令(昭和 30 年政令第 261 号)第 32 条の2に規定するトルエン並びに酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有するシンナー(塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいう。)、接着剤、塗料及び閉塞用又はシーリング用の充填料
- (6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)第2条第 15 項に規定する指定薬物
- (7) 前各号に掲げるもののほか、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む。)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物

(県の責務)

第3条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 県は、前項の施策の推進に当たっては、国、他の地方公共団体及び薬物の濫用の防止を目的とする団体と連携し、及び協力するものとする。

(県民の責務)

第4条 県民は、薬物の危険性に関する知識と理解を深め、薬物を濫用しないよう努めなければならない。

2 県民は、薬物の濫用の防止に関する県の施策に協力するよう努めなければならない。(推進体制の整備)

第5条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための体制を整備するものとする。

2 知事及び公安委員会は、相互に連携し、及び協力して薬物の濫用の防止に関する調査、指導その他の措置を講ずるものとする。

(調査研究の推進)

第6条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を最新の科学的知見に基づき適切に実施するため、薬物に関する調査研究に取り組み、薬物の試験及び検査に関する研究及び技術開発を推進し、その成果の普及を図るものとする。

(情報の収集等)

第7条 県は、現に濫用され、又は濫用されるおそれのある薬物に関する情報の収集及び整理を行い、最新の科学的知見に基づき分析及び評価を行うものとする。

2 県は、前項の分析及び評価の結果を、薬物の濫用の防止に関する施策に反映するものとする。

(情報の提供)

第8条 県は、薬物の濫用による保健衛生上の危害を防止するため、県民に必要な情報を提供するものとする。

(教育及び学習の推進)

第9条 県は、青少年をはじめとする県民が薬物の危険性に関する正確な知識に基づき行動することができるよう、教育及び学習を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(知事指定薬物の指定)

第10条 知事は、第2条第7号に掲げる薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがある薬物を知事指定薬物として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ神奈川県薬事審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

3 知事は、第1項の規定による指定をする場合には、知事指定薬物の名称、指定の理由その他必要な事項を告示しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

(知事指定薬物の指定の失効)

第11条 前条第1項の規定による指定は、知事指定薬物が第2条第1号から第6号までに掲げる薬物に該当するに至ったときは、その効力を失う。

2 知事は、前項の規定により知事指定薬物の指定が効力を失うときは、当該知事指定薬物の名称、失効の理由その他必要な事項を告示しなければならない。

3 第21条から第25条までの規定は、知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、適用する。

(製造等の禁止)

第12条 何人も、知事指定薬物を疾病の診断、治療又は予防の用途及び人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途として規則で定めるもの(以下「医療等の用途」という。)以外の用途に供するために製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、購入し、若しくは譲り受け、又は医療等の用途以外の用途に使用してはならない。

2 何人も、第2条第6号に掲げる薬物又は知事指定薬物を医療等の用途以外の用途に使用することを知って、その場所を提供し、又はあつせんしてはならない。

(広告の制限)

第13条 知事指定薬物については、医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医薬関係者等(医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者をいう。)向けの新聞又は雑誌により行う場合その他主として知事指定薬物を医療等の用

途に使用する者を対象として行う場合を除き、何人も、その広告を行ってはならない。
(立入調査)

第 14 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、知事指定薬物若しくはその疑いがある物(以下「知事指定薬物等」という。)を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少分量に限り知事指定薬物等を収去させることができる。

2 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、公安委員会規則で定める警察職員に、知事指定薬物等を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前2項の規定により立入調査、質問又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(警告)

第 15 条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、規則で定めるところにより、警告を発することができる。

(1) 第 12 条第 1 項の規定に違反して、知事指定薬物を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、購入し、譲り受け、又は使用した者

(2) 第 12 条第2項の規定に違反して、第2条第6号に掲げる薬物又は知事指定薬物を使用する場所を提供し、又はあつせんした者

(3) 第 13 条の規定に違反して広告した者

(製造中止等の命令)

第 16 条 知事は、前条の規定による警告を受けた者が当該警告に従わないときは、次に掲げる行為の中止を命じ、又は知事指定薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(1) 知事指定薬物の製造、栽培、販売、授与、所持、購入、譲り受け、使用又は広告

(2) 第2条第6号に掲げる薬物又は知事指定薬物を使用する場所の提供又はあつせん

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条各号のいずれかに該当する者に対し、同条の規定にかかわらず、同条の規定による警告を発することなく、前項各号に掲げる行為の中止を命じ、又は知事指定薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(1) 県民の健康及び安全を確保するため緊急を要する場合で、前条の規定による警告を発するいとまがないとき。

(2) 前条各号のいずれかに該当する者が、過去に同条の規定による警告を受けたことがあるとき。

(知事指定薬物である疑いがある物の検査等)

第 17 条 知事は、知事指定薬物である疑いがある物を発見した場合において、保健衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該物を製造し、栽培し、販売し、授与し、又は所持した者に対し、当該物が知事指定薬物であるかどうかについて、知事又は知事の指定する者の検査を受けるべきことを命ずることができる。

2 前項の場合において、知事は、同項の検査を受けるべきことを命ぜられた者に対し、同項の検査を受け、次項の規定による通知を受けるまでの間は、当該物及びこれと同一の物を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、又は広告してはならない旨を併せて命ずることができる。

3 知事は、第 1 項の検査の結果が判明したときは、遅滞なく、これを当該検査を受け
るべきことを命ぜられた者に通知しなければならない。

(緊急時の勧告)

第 18 条 知事は、薬物(第2条各号のいずれであるかが明らかでない場合又は同条第
7号に掲げる薬物(知事指定薬物を除く。)である場合に限る。)の濫用により保健衛
生上の重大な危害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、当該薬物を製造
し、栽培し、販売し、授与し、所持し、購入し、譲り受け、使用し、使用する場所を提供
し、若しくはあつせんし、又は広告する者に対し、その行為を中止し、又は当該薬物の
回収若しくは廃棄その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を行ったときは、県民に当該勧告に係る薬物に関す
る情報を提供するものとする。

3 知事は、第1項の規定による勧告を行ったときは、その旨を審議会に報告するものと
する。

(知事への通知)

第 19 条 公安委員会は、第2条第6号又は第7号に掲げる薬物の濫用の防止を図る
ため必要があると認めるときは、当該薬物の販売の状況その他の知事が当該薬物の
濫用を防止するための措置を講ずるために必要と認められる事項を知事に通知する
ことができる。

(委任)

第 20 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は公安委員会規則で定める。

(罰則)

第 21 条 第 16 条の規定による命令(第 15 条第1号に掲げる者に係るものに限る。)
に違反した者は、2年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 22 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は 50 万円以下の
罰金に処する。

(1) 第 12 条第1項の規定に違反した者

(2) 第 16 条の規定による命令(第 15 条第1号に掲げる者に係るものを除
く。)に違反した者

第 23 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は 30 万円以下の
罰金に処する。

(1) 第 12 条第2項又は第 13 条の規定に違反した者

(2) 第 17 条第2項の規定による命令に違反した者

第 24 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 14 条第1項の規定による立入調査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、
又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(2) 第 14 条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に
対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(3) 第 17 条第1項の規定による命令に違反した者

第 25 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、そ
の法人又は人の業務に関して、第 21 条から前条までの違反行為をしたときは、行為
者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

1 この条例は、平成 27 年4月1日から施行する。ただし、第 12 条から第 17 条までの
規定及び第 21 条から第 25 条までの規定は、同年6月1日から施行する。

2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の
状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

神奈川県薬物濫用防止条例施行規則をここに公布する。

平成 27 年 5 月 29 日

神奈川県知事 黒岩 祐治

神奈川県規則第 77 号

神奈川県薬物濫用防止条例施行規則

(人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途)

第 1 条 神奈川県薬物濫用防止条例（平成 27 年神奈川県条例第 10 号。以下「条例」という。）第 12 条第 1 項に規定する人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途として規則で定めるものは、次に掲げる用途とする。

(1) 次に掲げる者における学術研究又は試験検査の用途

ア 国の機関

イ 地方公共団体及びその機関

ウ 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)第 2 条第 4 項に規定する大学共同利用機関

エ 独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

(2) 学術研究又は試験検査の用途（前号アからエまでに掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。）

(3) 条例第 14 条第 1 項に規定する試験の用途

(4) 条例第 17 条第 1 項に規定する検査の用途

(5) 犯罪鑑識の用途

(6) 工業用の用途

(7) 前各号に掲げる用途のほか、知事が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認めた用途

(収去証)

第2条 条例第14条第1項の規定により、知事指定薬物又はその疑いがある物を収去しようとするときは、その相手方に収去証（第1号様式）を交付しなければならない。

(身分証明書)

第3条 条例第14条第3項に規定する身分を示す証明書は、第2号様式とする。

(警告)

第4条 条例第15条の規定による警告は、次に掲げる事項を記載した警告書により行うものとする。

- (1) 警告を受ける者の住所及び氏名（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 警告の内容
- (3) 警告を発する理由

(知事指定薬物である疑いがある物の検査)

第5条 条例第17条第1項の規定による命令は、次に掲げる事項を記載した検査命令書により行うものとする。

- (1) 検査を受けるべき者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 検査を受けるべき物の名称及び形状
- (3) 検査を受けるべきことを命ずる理由
- (4) 次項の検査の申請書の提出先
- (5) 次項の検査の申請書の提出期限

2 条例第17条第1項の規定により検査を受けようとする者は、次条で定めるところにより、知事又は知事の指定する者に申請書を提出しなければならない。

3 知事又は知事の指定する者は、前項の申請書を受理したときは、検査命令書に記載されたところに従い、試験品を採取し、検査を行うものとする。

(検査の申請)

第6条 条例第17条第1項の検査の申請は、次に掲げる事項を記載した検査申請書を提出することにより行うものとする。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 検査を受けるべき物の名称及び形状

2 前項の申請書には、前条第1項の検査命令書の写しを添えなければならない。

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係)(用紙 縦14.8センチメートル 横10.5センチメートル)

収 去 証

- 1 収去の相手方の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
- 2 収去の相手方の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
- 3 品名及び数量
- 4 収去場所

神奈川県薬物濫用防止条例第14条第1項の規定に基づき、上記のとおり収去する。

年 月 日

所 属

職 名

氏名

印

備考

第 号	
身 分 証 明 書	
写 真	所属
	職名
	氏名
上記の者は、神奈川県薬物濫用防止条例第14条第1項の規定により立入調査を行う者であることを証明する。	
年 月 日	
神奈川県知事 印	

(裏)

神奈川県薬物濫用防止条例(抜粋)

(立入調査)

第14条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、知事指定薬物若しくはその疑いがある物(以下「知事指定薬物等」という。)を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少分量に限り知事指定薬物等を収去させることができる。

2 (略)

3 前2項の規定により立入調査、質問又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第14条第1項の規定による立入調査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(2)・(3) (略)